

# 「ご契約のしおり(約款)・「保険証券」・「次回更新時のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」の提供方法について

Web(ホームページ)で閲覧いただく方法をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

ご契約のしおり(約款)	「Web約款」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券」*1*2または「書面での送付」
次回更新時のご案内	「Web更新案内」*1または「書面での送付」

## 「Web証券」「Web更新案内」の確認方法

「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、東京海上日動のホームページまたは専用アプリ(38ページの二次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。なお、「Web証券」をご選択いただいた場合、原則として「変更手続き完了のお知らせ」は、東京海上日動マイページでご確認いただけます。

※「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただくお客様は、ご契約締結後や満期のご案内時等に東京海上日動からメールをお送りするため、メールアドレスのご登録が必要です。

※「Web証券」をご選択いただいたお客様には、ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内(ハガキまたはメール)\*3」をお送りします。

- \*1 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただけないため、書面で発行します。
- \*2 質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。
- \*3 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払い込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を「ご契約内容の確認方法のご案内(ハガキ)」に添付して送付しますので、大切に保管してください。

## かんたんリスクマップで自宅周辺の水害・地震リスクを確認！

お住まいの住所を入力するだけで、ハザードマップに加え、水害・地震リスクに関する各種情報を確認できます。

水害は河川近くや山間部だけでなく、全国どこでも起こる可能性があります。

近年、大雨による河川氾濫や土砂災害だけでなく、**市街地等における内水氾濫\*4**による被害が増えています。水害リスクへの備えには「トータルアシスト住まいの保険(水災補償)」をご検討ください。

\*4 大量の雨水が下水道や排水施設で処理しきれず排水溝等から溢れ、住宅や道路等が冠水することをいいます。



### かんたんリスクマップ

[tokiomarine-nichido-bousai-report.com](http://tokiomarine-nichido-bousai-report.com)  
スマートフォンの位置情報でも確認できます！



### あしたの笑顔のために(防災・減災情報サイト)

東京海上日動ホームページでも防災・減災に関するお役立ち情報をご提供しています。



東京海上日動のホームページのご案内  
[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

東京海上日動のホームページでは、東京海上日動マイページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。  
※個人のお客様に限ります。

## 付帯サービスについて

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

### メディカルアシスト ☎0120-708-110

24時間365日受付

自動セット \*5

- 緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配

\*5 被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

### 介護アシスト ☎0120-428-834 ●電話介護相談 ●各種サービス優待紹介

平日午前9時～午後5時受付

自動セット

[www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp) ●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動ホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。

※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

<東京海上日動社の加入制限について>  
築年数や複数事故請求により加入制限があります。  
詳しくは下記よりご確認ください。



◆お問い合わせ先

●取扱代理店

### セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)

フリーコール:0120-663-392

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町15-1(CYK神田岩本町8階)

<https://www.sekisuihoken.co.jp/sho/>

●引受保険会社

### 東京海上日動火災保険株式会社

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

<担当課>関西営業第一部営業第二室

ICTビジネス本部 ライフデザイン部 東京住宅産業室

sho-shokai@tmnf.jp

25T-000602 | 2025年7月作成

# SEKISUI

東京海上日動

2025年10月1日以降始期用



大切な住まいや財産を  
未永く守る「安心」をサポート

# セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト住まいの保険(住まいの保険および地震保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/covenant](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/covenant))にてご参照いただけます。

お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。

※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」と合わせて大切に保管してください。

# 「セキスイハイムオーナーズ保険」が 選ばれている理由

ホームページ  
からも確認  
できます!



## 1 セキスイハイムオーナー様向けの火災保険

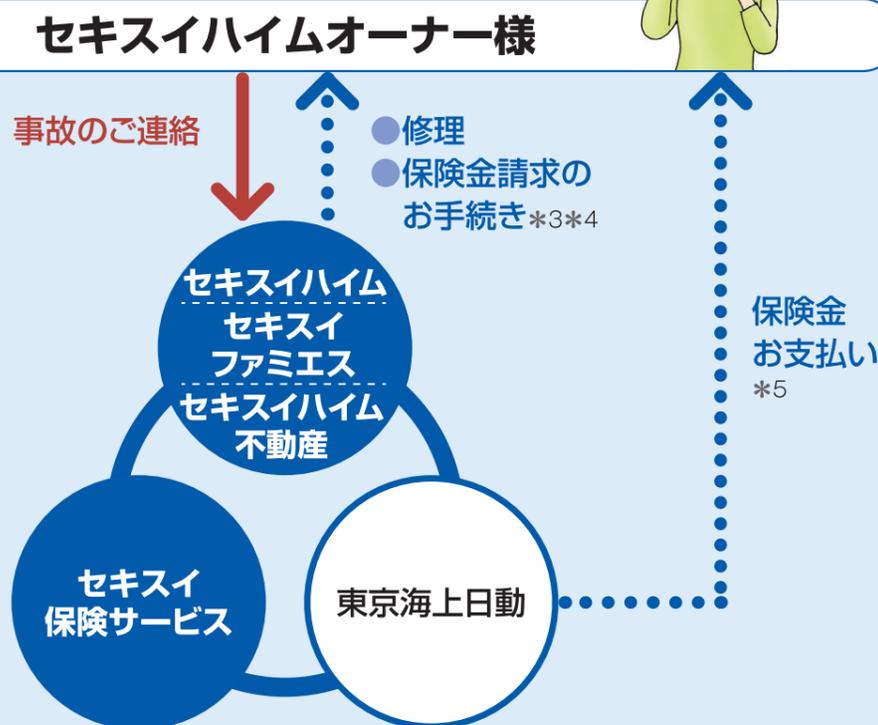
セキスイハイムオーナー様向けの住まいの保険・地震保険です。※  
※ 取扱いの可否については当該エリアの住宅事業会社へ問い合わせください。

一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**\*1\*2です。\*1 適用には条件があります。\*2 地震保険は除きます。

## 2 セキスイハイムグループの総合サポート

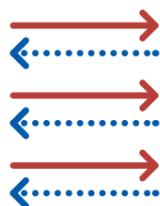
万一、事故があった場合にはグループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイム、セキスイファミエス、セキスイハイム不動産にご連絡をいただくことにより、  
その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。  
(事故のご連絡・保険金請求の流れについては、36ページをご覧ください。)



- \*3 セキスイ保険サービスまたは東京海上日動より直接ご案内することがあります。
- \*4 お客様ご自身で購入された家財の保険金請求についてはご自身でお手続きいただく必要があります。
- \*5 「保険金請求書」については東京海上日動よりお客様へ送付しますので、直接東京海上日動へご提出ください。

一般の火災保険



保険会社

お客様ご自身で、  
補修依頼から保険  
金のご請求まで、  
それぞれに連絡・  
対応していただく  
必要があります。

代理店

修理メーカー

お申込みの際は、次の手順に沿ってご検討ください。

**STEP 1** ご契約タイプを3タイプから1つお選びください。 9~10ページ

- ワイドプラス  ワイド  スタンダード

**STEP 2** 免責金額を1つお選びください。 11~12ページ

- 0円  5千円  3万円  5万円  10万円  
 20万円  (1事故目)5万円 (2事故目以降)10万円

**STEP 3** 家財保険をお申込みの場合は保険金額をお決めください。 7~8ページ

100万円~9,900万円(100万円単位)でご希望の家財保険金額をご設定ください。

家財保険  万円

**STEP 4** 地震保険をお申込みされるかご検討ください。 20~22ページ

- 必要  不要

**STEP 5** オプションをお選びください。

15~18ページ

- 特定設備水災補償特約(浸水条件なし)
- 地震火災費用保険金増額特約(保険金額×50% 限度額なし)
- 個人賠償責任補償特約
- 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
- 類焼損害補償特約

賃貸住宅オーナー様専用のオプション

18~19ページ

- 建物管理賠償責任補償特約
- 家賃収入補償特約
- 家主費用補償特約  
※家賃収入補償特約を契約した場合にセットできます。
- 個人賠償責任補償特約(包括契約用)

**STEP 6** 保険料の払込方法をお選びください。

- 口座振替  クレジットカード ※保険始期日を過ぎて保険料払込方法の変更はできません。

**【保険始期日までにお客様にご対応いただきたいこと】**  
ご確認、チェックをお願いします。

- お申込み手続き  
 手続きを完了しました。  
※インターネット手続き方法は4ページをご確認ください。
- 保険料払込方法(口座振替またはクレジットカード)のご登録  
 口座振替 または クレジットカードの登録をしました。  
※詳細は30ページ<③保険料の決定の仕組みと払込方法等の②③>をご参照ください。  
※更新手続きの場合、既に登録済みもしくは払込票でご案内することがあります。  
申込書をご確認ください。

**【ご加入時の注意点】**  
・他の火災保険契約がある場合、重複を避けるため新しい保険の開始日に合わせて既存の保険の解約お手続きが必要です。  
・物件種別をご確認ください。  
※26ページをご参照ください(専用住宅 or 併用住宅)  
・新規ご加入時の築古物件や空家については事前に保険会社へ加入可否の確認が必要です。

**【ご加入後の注意点】**  
・建物の構造または用途を変更した場合は必ず代理店または東京海上日動までご連絡ください。  
例)建物の一部を事務所として利用する場合など

もしも働けなくなった時に備えて...39・40ページの「暮らしのあんしん応援クラブ」もご検討ください。  
また、37ページの「よくあるご質問(FAQ)」、38ページの「東京海上日動マイページ」もご参照ください。

2ページに記載のSTEP 1.3.4.5をお決めいただく際の参考にご覧ください

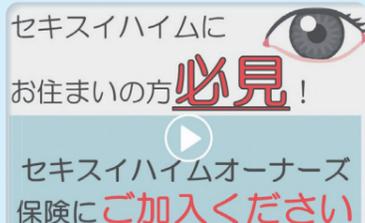
スマホで動画をご覧いただけます！

二次元コードよりアクセスください

1~2分でわかる おすすめの動画

1.セキスイハイムオーナーズ保険のメリット

セキスイハイムオーナー様のための火災保険です。



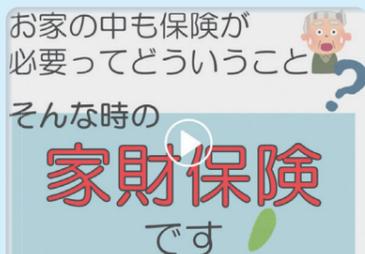
2.セキスイハイムオーナーズ保険3タイプの違い

ご加入タイプの選び方や補償内容の違いをご案内します。



3.家財保険

お家の中の家財もしっかり保険で備えましょう。



4.地震保険

地震が原因の損害は地震保険でしか補償されません！



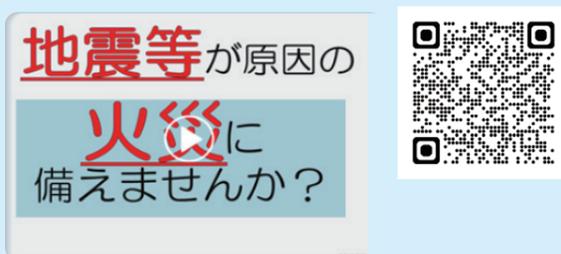
5.特定設備水災補償特約(浸水条件なし)

水災時、火災保険では補償されない部分を特約でカバー！



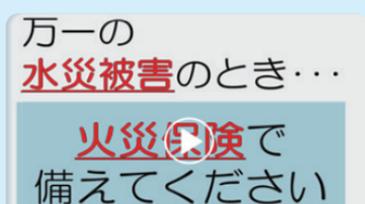
6.地震火災費用保険金増額特約

地震を原因とする火災の損害に手厚く備えましょう。



7.火災保険の水災補償の必要性

水災はどこでも起こる可能性があります！



8.暮らしのあんしん応援クラブ

病気やケガによる収入減少の備えを！

※セキスイハイムオーナーズ保険とは別商品です。



暮らしのあんしん応援クラブWEB申込み▶

インターネットでのお申し込み手順

以下の手順に沿ってお手続きください

※インターネットお手続き画面のレイアウトや内容は変更となる場合がございます。

\*『住まいの保険 契約申込書』の別紙『Total assist 住まいの保険お手続きのご案内』に記載の二次元コードを読み取ってください。

\*『住まいの保険 契約申込書』をお手元にご用意いただき、内容を照らし合わせてご確認くださいの上で、お手続きください。



STEP 1

ログイン

パスワード:ご登録の携帯電話番号下4桁

※携帯電話の登録がない場合は、ご登録の自宅電話番号下4桁



お申込みにあたってのご注意点などを表示しています。



表示される内容をご確認の上、画面の案内に沿ってお手続きください。

STEP 2

プランを複数ご提案している場合、ひとつをお選びいただき、お手続きをお願いいたします。



※ご注意※

補償内容・払込方法の変更をご希望の場合は、お手続きを中止し、担当者までご連絡ください。

STEP 3

重要事項説明書のご確認画面です。

表示されるパンフレットはセキスイハイムオーナーズ保険の内容と異なります。本パンフレットの27ページ以降をご確認ください。



STEP 4

メールアドレスをご入力ください(ご登録必須です)。

マイページ開設をご希望の場合は、パスワードもご入力いただき、「利用規約に同意のうえ、マイページ登録し、次へ」をクリックしてください。マイページを登録せずに進む場合は、アドレス入力後、「マイページを登録をせずに次へ」をクリックしてください。

※STEP1で「Web証券」を選択された場合、マイページ登録は必須です。



STEP 5

「お申込み手続き完了」の画面が確認できましたら、お手続きは完了となります。ご登録のメールアドレスに【お申込み手続き完了のお知らせ】メールをお送りいたします。



＜重要＞

保険料振替口座またはクレジットカードのご登録は、お手続き完了画面、またはお手続き完了後に送信されるメールに記載のURLからご登録をお願いいたします。すでにご登録済の場合は、このまま画面を閉じてください。

保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

住まいの保険では火災リスクだけでなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。

## 住まいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、日常災害リスクも補償します！  
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

※3タイプの詳細は9～10ページをご覧ください。

お住まいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。  
補償は「再取得価額」が基準ですので、ご安心ください。

「再取得価額」とは…支払限度額(保険金額)を限度として同等の新築建物等を再取得するために必要な金額です。  
※建物の保険の対象には門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物を含みます。  
※擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物は、付属屋外設備装置に含まれません。  
※約定付保割合100%での引き受けとなります。約定付保割合とは保険価額(再取得価額)における保険金額の割合のことをいいます。

### 【全損時の保険金支払いに関する特約】※自動付帯

全損時(建物の損害額が再取得価額の80%以上)には、建物の支払限度額(保険金額)をお支払いします。

※保険金の額は、「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」または「保険金額×当該保険金の支払割合」のいずれか低い額を限度とします。

損害額が再取得価額の  
80%以上

建物保険の支払限度額(保険金額)を  
全額お支払い

### 【建物の復旧に関する特約】※自動付帯

建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いすることを規定する特約です。

ただし、下記①または②に該当する場合は、保険の対象である建物を復旧しないときであっても保険金をお支払いします。

- ①保険の対象である建物が全損(建物の損害の額が再取得価額の80%以上となる状態)となった場合
- ②保険の対象である建物を復旧しないことについて法令による規制その他やむを得ない事情があると東京海上日動が認めた場合

## 住宅修理サービス業者とのトラブル防止につなげます。

近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」といって業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金を受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています。

建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットすることで、業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求が抑制され、業者とのトラブル防止につながります。

詳細は28ページ「建物を保険の対象とする場合のご注意」をご参照ください。

トラブル事例の詳細は、  
日本損害保険協会ホーム  
ページをご参照ください。



## お住まいの地域のリスクをご存知ですか？

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

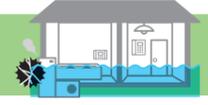
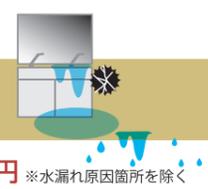
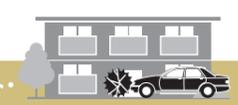


〈一例〉大阪市北区付近

## 『建物』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 東京海上日動において保険金の支払対象となった事故を例示したものです。

※ご契約のタイプ、または免責金額によって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク	<b>火災</b> 隣家から出火し、自宅の壁・サッシ・庇等が焦げた。 お支払保険金 約 <b>304万円</b> 	<b>落雷</b> 落雷により太陽光パワーコンディショナーと玄関インターフォンが故障した。 お支払保険金 約 <b>54万円</b> 
	<b>風災</b> 平成30年の台風21号により窓ガラスと屋根が破損した。 お支払保険金 約 <b>570万円</b> 	<b>雪災</b> 大雪によりカーポートとテラスが破損した。 お支払保険金 約 <b>129万円</b> 
自然災害リスク	<b>水災</b> 令和2年の豪雨により2階まで浸水した。 お支払保険金 約 <b>2,600万円</b> 	<b>水災</b> 令和2年の豪雨により床上浸水した。 お支払保険金 約 <b>1,800万円</b> 
	<b>水濡れ</b> 台所の排水管より漏水し、システムキッチンとフローリングが破損した。 お支払保険金 約 <b>183万円</b> 	<b>水濡れ</b> 2階の洗面所より水漏れし階下へ水が浸水した。 お支払保険金 約 <b>130万円</b> ※水濡れ原因箇所を除く 
日常災害リスク	<b>盗難</b> 空き巣被害により窓ガラス・窓枠を壊された。 お支払保険金 約 <b>8万円</b> 	<b>車両の衝突</b> 賃貸住宅エントランスのゲート・フェンス部分に自動車で当て逃げされ、破損した。 お支払保険金 約 <b>300万円</b> 
	<b>偶然的破損事故等</b> 模様替えの際、家具を引きずりフローリングシートが捲れ下地が露出した。 お支払保険金 約 <b>10万円</b> ※「建物やその付属物等に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはかれ落ち等の外観上の損傷(ただし、汚損の損害を除きます。)」で、機能に支障がない場合はお支払いの対象となりません。 	<b>偶然的破損事故等</b> 入浴中に浴槽から立ち上がる際にふらつき、手をついて内壁を破損させた。 お支払保険金 約 <b>11万円</b> 
<b>電氣的・機械的的事故</b> エコキュートが、経年劣化ではない基盤の不具合により故障した。 お支払保険金 約 <b>60万円</b> 	<b>費用保険金</b> <b>水道管凍結修理費用保険金</b> 凍結により水道管が破裂した。 お支払保険金 約 <b>10万円</b> ※1事故あたり10万円限度 	

建物の保険では**家財は補償されません。**  
 家財の損害については、別途家財の保険を  
 ご契約いただく必要があります。

## 住まいの保険『家財』

大切な家財もしっかり補償します！  
 思わぬリスクから家族の必需品を守ります。

家財の新価の目安 (2025年2月現在)

ご家族構成 世帯主の年齢	2人世帯 大人のみ	3人世帯 大人2名/子供1名	4人世帯 大人2名/子供2名	5人世帯 大人2名/子供3名	独身世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

〈家財の支払限度額(保険金額)の目安〉

下記の所有金額を参考にして、支払限度額(保険金額)を設定してください。

持ち家	面積	33m <sup>2</sup> 未満	~66m <sup>2</sup> 未満	~99m <sup>2</sup> 未満	~132m <sup>2</sup> 未満	132m <sup>2</sup> 以上
	家財の所有金額の目安	580万円	960万円	1,210万円	1,580万円	1,930万円

家財の値段(価値)は予想以上に高額です！

※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

居間		和室	
応接セット、サイドボード等	48万円	和・洋ダンス(各1)、整理ダンス(×2)	31万円
テレビ*1・DVDレコーダー等	25万円	婦人和服	102万円
ファンヒーター・空気清浄機等	25万円	紳士・婦人コート、スーツ、他衣類	372万円
パソコン*1・プリンタ等	46万円	寝具(客用含む)	11万円
その他	29万円	本棚・書籍	17万円
		化粧台・化粧品一式	6万円
		その他	120万円
台所、浴室		子供部屋	
食器戸棚(×2)	20万円	学習用具(机、本棚等2人分)	13万円
冷蔵庫・オープン	20万円	寝具(2人分)	11万円
食器類・調理器具	46万円	衣類(2人分)	72万円
食堂テーブル・イス	5万円	おもちゃ一式	25万円
洗濯機・ランドリー	13万円	ファンヒーター・空気清浄機等	17万円
その他	32万円	その他	30万円

\*1 携帯電話、テレビ、パソコン、ディスプレイ、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は破損等リスクでは補償されません。

※家財とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①建物内(軒下を含みます。)に收容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産
- ②敷地内に所在する動産である宅配ボックス
- ③敷地内に所在する動産である宅配物

※家財の補償額は1口:100万円~99口:9,900万円まで口数で設定し、設定した支払限度額(保険金額)の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。

※高額貴金属等(1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等)は1事故あたり合計100万円まで補償します。また追加の保険料をいただくことで、支払限度額(保険金額)を500万円または1,000万円に増額することも可能です。

※併用住宅の場合、設備・什器補償特約および商品製品補償特約をご契約いただくことで、設備・什器、商品・製品も補償することが可能です。設備・什器、商品・製品は建物内(軒下を含みます。)に收容される業務用の設備、装置、什器や備品等の動産、および販売用の商品・製品やその原料、材料等の動産をいいます。保険期間は商品・製品を含む場合は1年に限ります。

『家財』実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 東京海上日動において保険金の支払対象となった事故を例示したものです。

※ご契約のタイプ、または免責金額によって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク	自然災害リスク	日常災害リスク
<b>火災</b> 寝室の電気スタンドのコンセントがショートして 出火し、クローゼットの中の衣類が焼失した。 お支払保険金 約 <b>163万円</b>	<b>水災</b> 大雨による床上浸水により 家財一式に損害が生じた。 お支払保険金 約 <b>214万円</b>	<b>水濡れ</b> 1階洗面所から水濡れが生じ、 家電の一部が破損した。 お支払保険金 約 <b>64万円</b>
<b>落雷</b> 落雷により電子レンジなど 複数の家財が故障した。 お支払保険金 約 <b>13万円</b>	<b>水災</b> 大雨によって地盤面から106cm 浸水し家財に損害が生じた。 お支払保険金 約 <b>320万円</b>	<b>盗難</b> 泥棒に入られ現金89万円を盗まれた。 お支払保険金 <b>30万円</b> ※通貨等の盗難事故の場合、支払限度額は30万円。
<b>落雷</b> 台風で窓ガラスが破損し、吹き込んだ 風で電気スタンドが倒れて破損した。 お支払保険金 約 <b>11万円</b>	<b>盗難</b> 空き巣に玄関ドアをバールでこじあけられ バッグ・時計・貴金属類を盗まれた。 お支払保険金 約 <b>133万円</b>	<b>盗難</b> 玄関の軒下に置いていた 自転車が盗まれた。 お支払保険金 <b>6万円</b>
<b>風災</b> 台風で窓ガラスが破損し、吹き込んだ 風で電気スタンドが倒れて破損した。 お支払保険金 約 <b>11万円</b>	<b>偶然な破損事故等</b> 電子ピアノにぶつかり 足の横板が折れた。 お支払保険金 約 <b>7万円</b>	<b>偶然な破損事故等</b> 引越しの際に冷蔵庫を 倒してしまい破損した。 お支払保険金 約 <b>18万円</b>
<b>水災</b> 大雨による床上浸水により 家財一式に損害が生じた。 お支払保険金 約 <b>214万円</b>	<b>偶然な破損事故等</b> 子供が椅子を誤って倒してしまい、 椅子の脚が折れた。 お支払保険金 約 <b>15万円</b>	<b>偶然な破損事故等</b> 子供がテレビボードによじ登り 重みでガラス扉が破損した。 お支払保険金 約 <b>31万円</b>

建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

# 3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』

実際にかかった損害額(修理費\*1)を基準に損害保険金をお支払いします！

免責金額をお選びいただけます。

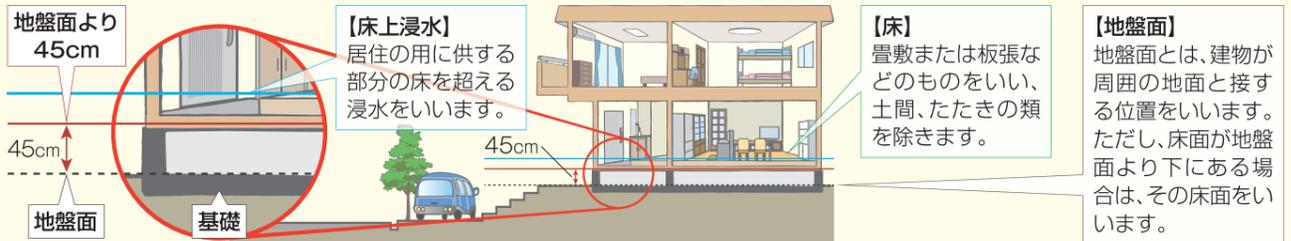
0円/5千円/3万円/5万円/10万円/20万円/(1事故目)5万円 (2事故目以降)10万円

詳細は11～12ページをご覧ください。

	火災リスク				自然災害リスク				日常災害リスク	
	1 火災、破裂・爆発	2 落雷	3 風災、雹災、雪災*2	4 水災 ※詳しくは下図を ご参照ください。	5 給排水設備に 生じた事故等による 水濡れ*3	6 盗難	7 車両の衝突または 建物の外部からの 物体の落下・飛来・衝突等	8 労働争議等に 伴う暴力・破壊 行為等	9 左記以外の 偶然な 破損事故等	10 建物付属 機械設備等 電氣的・機械的 事故
ご契約タイプは、以下の3タイプからお選びいただけます。 ※1～8の補償は必ずセットされます。一部を外すことはできません。 ※家財には10の補償はありません。										
<b>建物</b>										
<b>家財</b>										
<b>ワイドプラスタイプ</b>	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									<input type="checkbox"/> 家財は補償しません
<b>ワイドタイプ</b>	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									
<b>スタンダードタイプ</b>	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									

## 『水災補償』のご説明

- 以下のいずれかの損害条件に該当する場合、補償します。
- ① 床上浸水するとき
  - ② 地盤面から45cmを超える浸水するとき
  - ③ 損害割合が再取得価額の30%以上するとき



※水災とは、台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の災害をいいます。

家財の盗難事故の場合、保険証券記載の建物内に収容される通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。  
※家財を保険の対象に含む場合のみ補償します。

〈家財の破損について〉  
1事故あたりの支払限度額(保険金額)は50万円となります。  
※家財を保険の対象に含む場合のみ補償します。  
※実際の保険金支払事例は、8ページをご参照ください。

※詳しくは13～14ページをご参照ください。

※保険の対象が商品・製品の場合、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスクについては補償の対象外です(特約により、補償できる場合があります)。

※損害保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは13～14・28ページをご参照ください。

**全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心!**  
損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。  
※G～Hの費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします)。

特約	費用保険金						
A 臨時費用補償特約	B 水災初期費用保険金	C 修理付帯費用保険金	D 損害拡大防止費用保険金	E 請求権の保全・行使手続費用保険金	F 失火見舞費用保険金	G 水道管凍結修理費用保険金	H 地震火災費用保険金

※費用保険金の概要については、23ページをご参照ください。

- \*1 修理費には、修理と密接に関わる以下の費用を含みます。  
① 残存物取片づけ費用…修理に際し、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用  
② 仮修理費用…災害によって屋根や窓、ドア等が破損し、本修理を行うまでの間、早急に修理する必要がある場合の仮修理費用  
③ 損害範囲確定費用…修理に際し、損害の範囲を確定するために必要な調査費用  
上記①～③の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも、「支払限度額(保険金額)×2倍(左記費用リスクのG～Hの費用保険金も含む)」まで補償します。ただし、損害保険金から上記①～③の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。
- \*2 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。  
\*3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水濡れをいいます(ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます)。

# 『免責金額(自己負担額)』のご説明

免責金額をお選びいただけます。\*1

0円\*2/5千円\*2/3万円\*2/5万円/10万円/20万円/(1事故目)5万円(2事故目以降)10万円\*3\*4

## お支払いする損害保険金の額

お支払いする損害保険金は  $(\text{損害額(修理費)} - \text{免責金額(自己負担額)})$  です。

お支払い例

損害額(修理費)が10万円で、免責金額は5万円を選択された場合、 $10\text{万円} - 5\text{万円} = \text{お支払いする保険金} 5\text{万円}$  (費用保険金除く)

	火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク*5					
	1 火災、 破裂・爆発	2 落雷	3 風災、 雷災、 雪災	4 水災	5 給排水設備に 生じた事故等 による水濡れ	6 盗難	7 車両の衝突また は建物の外部か らの物体の落下・ 飛来・衝突等	8 労働争議等に 伴う暴力・破壊 行為等	9 左記以外の 偶発的な 破損事故等	10 建物付属 機械設備等 電氣的・機械的 事故
ワイドプラスタイプ	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									家財は補償しません
ワイドタイプ	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									
スタンダードタイプ	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									

## オススメ! 万一の事故時に安心!

免責金額0円\*2

建物築年数 15年未満 家財単独契約(築年数問わず)	0円			5万円
建物築年数 15年以上	0円	5万円	0円	5万円

## 免責金額5千円/3万円\*2

建物築年数 15年未満 家財単独契約(築年数問わず)	5千円/3万円			5万円
建物築年数 15年以上	5千円/3万円	5万円	5千円/3万円	5万円

## 免責金額5万円/10万円/20万円/(1事故目)5万円(2事故目以降)10万円\*3\*4

築年数問わず	5万円/10万円/20万円/(1事故目)5万円(2事故目以降)10万円			
--------	-------------------------------------	--	--	--

\*1 ご契約内容によりご選択いただけない免責金額(自己負担額)があります。

\*2 盗難・水濡れ等リスクおよび破損等リスクの免責金額(自己負担額)は5万円となります。また、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時時点で建物の築年数が15年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の場合は、風災リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定していただけます。

\*3 1事故目と2事故目以降で異なる免責金額(自己負担額)を適用するご契約の場合は、保険金を支払う事故の発生時の順によって、適用する免責金額(自己負担額)が異なります。なお、事故の種類が異なるものが発生した場合でも、それぞれ別の事故として通算して判定します。

(例: 台風により風災、水災の順で事故が発生した場合は、風災に1事故目免責金額(自己負担額)を、水災に2事故目免責金額(自己負担額)を適用します。)

\*4 次のa.b.いずれにも該当する場合の免責金額については、「増額方式((1事故目)5万円—(2事故目以降)10万円)」となります。

a. 築30年以上\*6かつ建物区分が「共同住宅」で、区分所有建物区分が「一棟全体」である建物を保険の対象とする場合

b. ア.~ウ.のいずれかに該当する場合(ア.新規契約の場合、イ.更新後契約で、上記a.に該当する建物を新たに保険の対象とする場合、ウ.保険期間中に上記a.に該当する建物を新たに保険の対象とする場合(建物買い替えを含みます。)\*7)

\*5 風災リスクと盗難・水濡れ等リスクの免責金額は、火災リスクと同じか大きい金額のみ設定できます。その他の日常災害リスクの免責金額は、火災リスクと同額です。

\*6 始期日時時点で築年数とし、建築年月が不明の場合を含みます。

\*7 保険期間中に増額方式に変更することはできないため中途更新が必要です。

※ リスク毎に免責金額が異なる場合があります。詳細はお見積りや申込書をご確認ください。

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります!

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電氣的・機械的の事故の損害も補償します!

建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故による損害を補償します。建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

お支払いする損害保険金は **損害額(修理費) - 免責金額(自己負担額)** です。

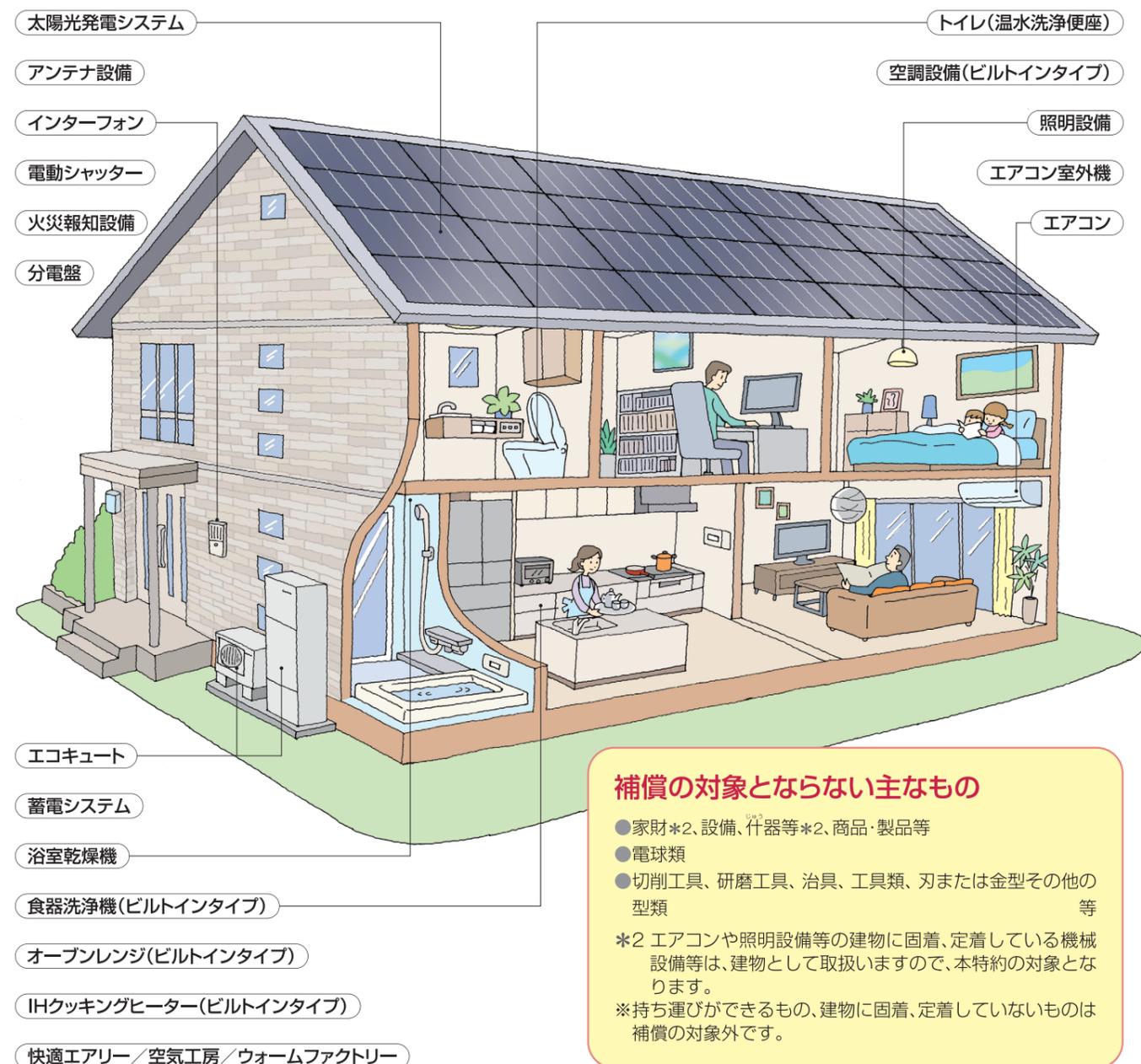
※破損等リスクの免責金額と同額となります。

支払限度額(保険金額)を上限とします\*1。

\*1 「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含めた損害保険金の額が支払限度額を超える場合は、「修理付帯費用保険金」「損害拡大防止費用保険金」「請求権の保全・行使手続費用保険金」と合わせて、支払限度額の2倍を限度にお支払いします。ただし、上記の費用と費用保険金を除いた額は、支払限度額を限度とします。

建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。その他に、敷地内に所在する建物の付属機械設備等も補償の対象となります。



補償の対象とならない主なもの

- 家財\*2、設備、什器等\*2、商品・製品等
  - 電球類
  - 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類等
- \*2 エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として扱いますので、本特約の対象となります。
- \*3 持ち運びができるもの、建物に固着、定着していないものは補償の対象外です。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります!

温水洗浄便座の水が出ない

温水洗浄便座が故障し、水が出なくなった。



エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



故障の原因が、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる場合があります。

保険金をお支払いする主な損害

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電氣的・機械的の事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

「不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電氣的、機械的な作用で損害が発生した事故が「電氣的・機械的の事故」となります。

電氣的の事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気の作用、その他の電氣的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的の事故

様々な機械的作用に伴って損害が生じたもので、電気の作用以外による事故。

実際の事故事例

制御盤の不具合のため、太陽光発電に異常が発生。修理できない箇所のため本体一式交換。

お支払保険金 約60万円

ダウンライト調光スイッチの不具合が発生。同製品がないため、代替品にて交換。

お支払保険金 約10万円

故障の原因が、自然の消耗または劣化である

保険金をお支払いすることができません。

保険金をお支払いできない主な損害

- 保険の対象のメーカーや販売店等が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任\*3を負うべき損害
  - 自然の消耗または劣化\*4によって生じた損害
  - ねずみ食いや虫食い等によって生じた損害
  - 保険の対象に対する加工\*5、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
  - 不当な修理や改造によって生じた事故によって生じた損害
  - 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換によって生じた損害等
- \*3 メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、その保証制度に基づくメーカーや販売店等の責任を含みます。
- \*4 保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- \*5 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

実際に対象外とされた事故事例

ガス漏れを起こし、空調機器が停止。経年劣化によるガス漏れであったためお支払いの対象外と判断。

お支払いの対象外

設置後4年のエアコンが、突然止まったり異音が発生。メーカー保証期間内であったため、保険金支払いは対象外となった。

お支払いの対象外

! 本特約とメーカー保証は重複して支払われません

	保険始期		保険満期
設備A	メーカー保証	本特約にて補償	
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証	本特約にて補償
設備C	メーカー保証	本特約にて補償	交換
設備D	追加*6	メーカー保証	本特約にて補償

\*6 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合があります。

## さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

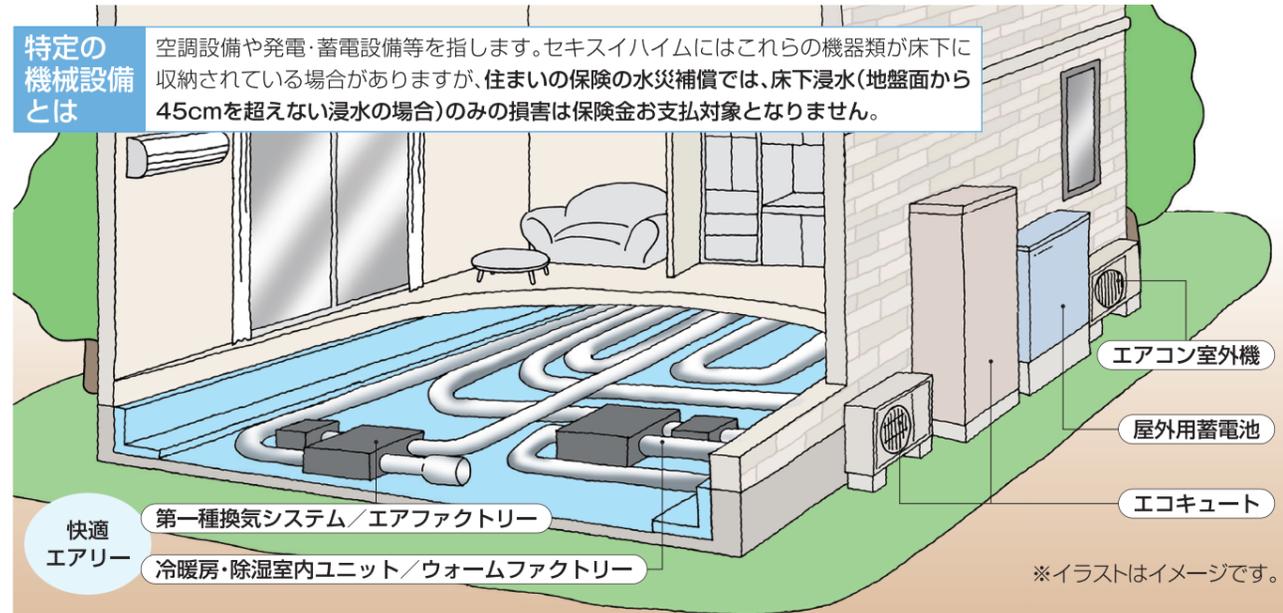
思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては24～25ページをご覧ください。

### 水災リスク

## 特定設備水災補償特約(浸水条件なし)

建物を保険の対象に含む場合にセットできます(家財単独の契約にはセットできません。)

台風、暴風雨などによる洪水や土砂崩れ等によって特定の機械設備に生じた損害に対して、住まいの保険(主契約)の水災補償の損害条件(9ページ:「水災補償のご説明」参照)にかかわらず、保険金をお支払いします(主契約の水災による損害保険金をお支払いする場合があります。)



本特約をセットすることで、床下の空調設備(快適エアリーやウォームファクトリー)、充電・発電・蓄電設備や給湯設備(エコキュート等)が浸水した場合も補償対象となります。

補償内容	主契約の水災補償	特定設備水災補償特約
床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水、または損害割合が再取得価額の30%以上のとき	○	—*1
床下浸水または地盤面から45cmを超えない浸水、または損害割合が再取得価額の30%未満のとき	×	○

\*1 主契約の水災による損害保険金をお支払いする場合は、本特約では保険金をお支払いしません。

### セキスイハイムオーナー様におすすめする理由

セキスイハイムでは、床下や屋外に特定の機械設備が設置されている場合があります。近年豪雨等の水害の増加により、エコキュートや室外機等が浸水し高額な費用が必要となる事例が発生しております。本特約を付帯することで、そのような損害に備えることができます。

※支払限度額(保険金額)は、50万円、100万円、150万円、300万円、500万円からお選びいただけます。実際に設置している設備の購入金額に合わせてお選びください。

### 本特約の保険の対象

本特約の保険の対象となる特定の機械設備とは、ご契約の建物に付加したもしくは敷地内の土地に固着、固定された、空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備、昇降設備、およびこれらに付属する配線・配管・ダクト設備をいいます。

### ご注意点

家財、設備・什器、商品・製品等は、本特約の保険の対象に含まれません。本特約に基づき特定設備水災補償保険金をお支払いする場合、臨時費用保険金、水災初期費用保険金、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金はお支払いしません。

セキスイハイム  
オーナー様に  
おすすめします!



※イラストはイメージです。

### 実際の事故事例 ※支払限度額100万円のご契約

大雨により家の前の川が氾濫し、地盤面より24cmの浸水が発生。エコキュートが全損扱いとなる。

お支払保険金 約73万円

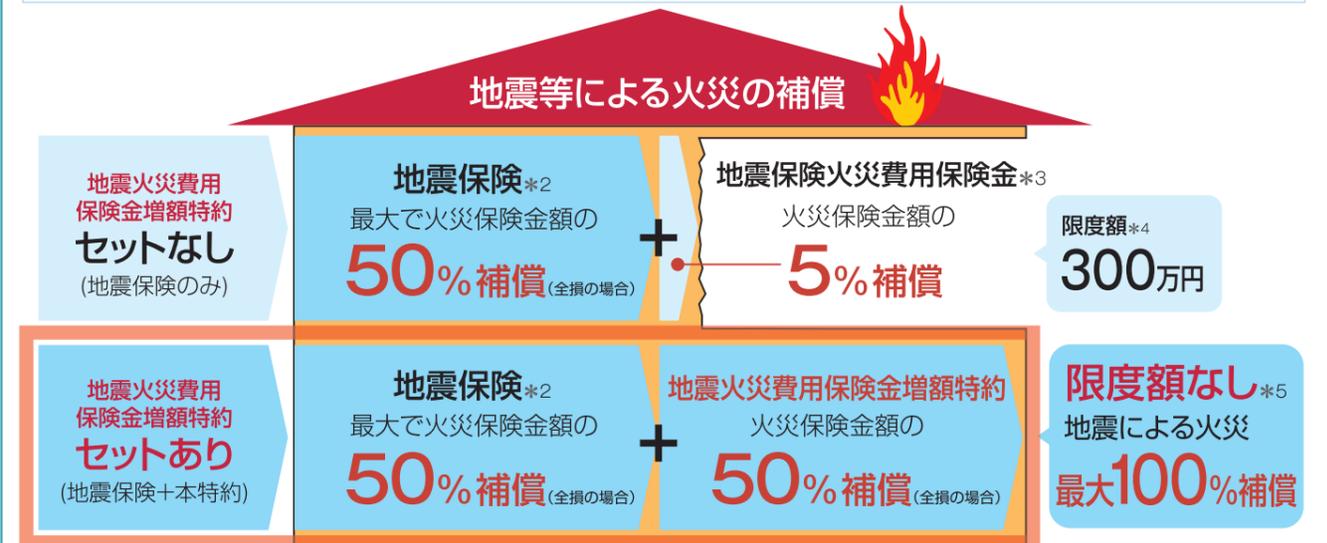
### 地震火災リスク

## 地震火災費用保険金増額特約(保険金額×50% 限度額なし)

地震保険にご加入の場合にセットできます。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災の補償を手厚くできます!

地震保険だけでは最大で火災保険金額の50%までしか支払われず、建物や生活再建に十分な補償が受けられない場合があります。地震保険と合わせて本特約を付帯することで、地震等を原因とする火災を、最大で火災保険金額の100%まで補償できます!

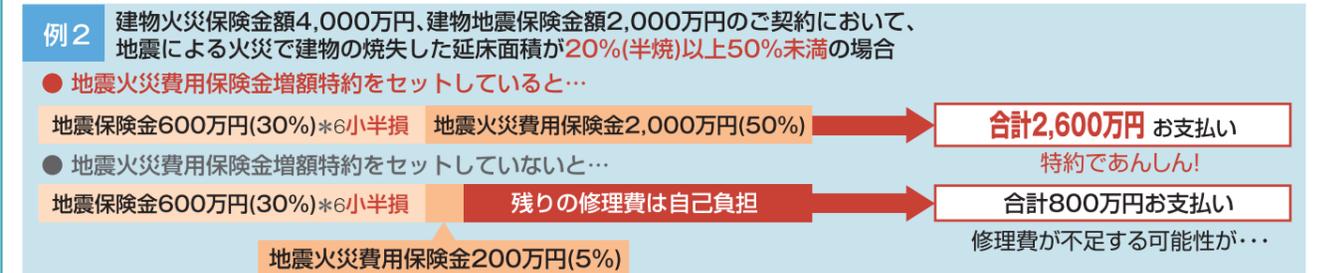


\*2 地震保険の詳細は20～22ページをご参照ください。

\*3 地震火災費用保険金の詳細は23ページをご参照ください。

\*4 1回の事故につき、1敷地内ごとに適用されます。なお、72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

\*5 1事故1敷地内あたりの限度額はありませぬ。



\*6 地震保険では実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合を保険金としてお支払いし、時価額に一定割合を乗じた額を限度とします。地震保険のお支払いについての詳細は22ページをご参照ください。

### ご注意点

地震火災費用保険金増額特約は建物の支払限度額(保険金額)が1億円以下の物件が対象です。建物の支払限度額が1億円を超える場合、あるいは家財の支払限度額が2000万円を超える場合は本特約を付帯することはできません。また、地震保険の保険金額は主契約の支払限度額(保険金額)に対して50%で設定いただく必要があります。

本特約は保険期間の途中で追加や削除はできません。

## 賠償責任リスク

# 個人賠償責任補償特約

補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族\*1等)が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったり、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったとき、または日本国内で受託した財物(受託品)\*2を日本国内外で壊したり盗まれてしまったときの法律上の損害賠償責任を補償します。

※契約者および被保険者が法人名義の場合はご契約いただけません。

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

被保険者(補償を受けられる方)の範囲	支払限度額(1事故あたり)
①被保険者本人 ②①の配偶者*3 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の未婚の子*4 ⑤①が未成年者または責任無能力者である場合は、①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①を監督する方 ⑥②から④のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方	以下の2パターンより選択可能です。 ①国内:1億円、国外:1億円 ②国内:無制限、国外:1億円 ※免責金額(自己負担額)はありません。

### 実際の事故事例

知人宅のDVDプレイヤーを  
子供が誤って落とし、破損させた。

お支払保険金 約**1万円**

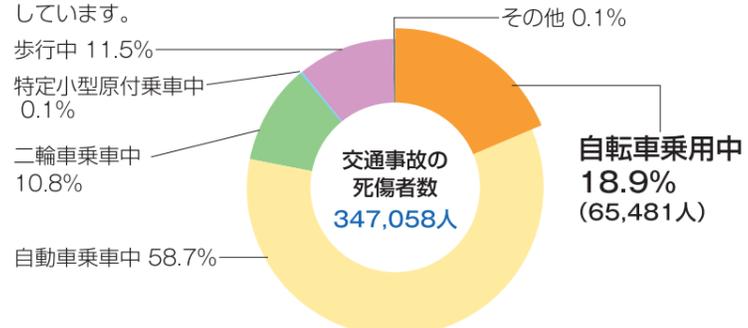
### 実際の事故事例

自転車走行中に歩行者と接触しケガを負わせた。  
相手方に3カ月程度の入院と手術が必要となり、治療費等の賠償責任が発生した。

お支払保険金 約**40万円**

### ご参考 自転車事故を取り巻く環境

2024年の自転車乗用中の交通事故は67,531件、およそ7分47秒に1件の割合で発生しています。また、自転車乗用中の死傷者数は65,481人と、交通事故の死傷者数に占める割合の18.9%にも上っています。このような背景を踏まえ、自転車利用者に対して保険加入義務・努力義務を課す自治体が全国で増加しています。



出典:警察庁統計表2024年 道路の交通に関する統計

### 自転車損害賠償責任保険等の加入義務

	都道府県
義務	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

出典:国土交通省(2024年4月1日現在)

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、補償を受けられる方等の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- 航空機、船舶、車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害
- 借りた財物の置き忘れまたは紛失による、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害
- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害

### 補償の重複に関するご注意

補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

\*1 被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。

\*2 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

\*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)

※婚約とは異なります。

①婚姻意思\*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*4 これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 費用リスク

# 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)\*6

※弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は、「弁護士費用等補償特約(日常生活)」のペットネームです。

※契約者および被保険者が法人名義の場合はご契約いただけません。

### 日常生活での事故や、自動車または原動機付自転車の所有、使用、管理に起因する事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合

日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます。)によって、補償を受けられる方が被った身体の障害または財物の損壊等について、相手方に法律上の損害賠償請求をするために弁護士費用\*7または法律相談費用\*7を負担した場合に保険金をお支払いします。

### 補償の対象となる費用

以下の費用を1事故について補償を受けられる方1名あたり合計で300万円限度に保険金をお支払いします\*8。

①弁護士費用\*7 ②法律相談費用\*7

### 被保険者(補償を受けられる方)の範囲

①被保険者本人 ②①の配偶者\*9 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の未婚の子\*4

⑤①から④以外の方で、①から④までに該当する方が自ら運転者として運転中(駐車中または停車中を除きます。)の自動車(事業用を除きます。)

または原動機付自転車の所有者およびその自動車または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内に搭乗中の方例) 停車中に後方の車から追突された。信号無視で走ってきた車にぶつけられた。等

### 自動車または原動機付自転車の所有、使用、管理に起因する対人事故における刑事事件等の対応を行う場合

自動車事故のうち対人事故における刑事事件等の対応を行うために弁護士費用\*7または法律相談費用\*7を負担した場合に保険金をお支払いします。

### 補償の対象となる費用

以下の費用を1事故について補償を受けられる方1名あたり合計で原則150万円限度に保険金をお支払いします\*8。

①弁護士費用\*7 ②法律相談費用\*7

### 被保険者(補償を受けられる方)の範囲

①被保険者本人 ②自動車または原動機付自転車を使用または管理中の次のいずれかに該当する方

ア.①の配偶者\*9 イ.①またはア.の同居の親族 ウ.①またはア.の別居の未婚の子\*4

! 本特約の対象となる被害事故には、自動車事故も含まれます。加害事故の場合、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因した対人事故以外の日常生活における刑事事件の弁護士費用等は補償対象となりません。

## 類焼リスク

# 類焼損害補償特約\*6

ご自宅または収容される家財からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。

支払限度額(1事故あたり) 1億円

! この特約は、原則「個人賠償責任補償特約(17ページ)」とあわせてご契約いただけます。

### 実際の事故事例

自宅から出火し、隣家(火災保険未加入)に燃え移り、消火活動により窓ガラスが破損、また家電が濡れて使用不能になった。

お支払保険金 約**200万円**

## 賃貸住宅オーナー様専用のオプション(追加の補償)をご用意!

### 経営リスク(賠償責任)

# 建物管理賠償責任補償特約

建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任を補償します。

支払限度額(1事故あたり) 1億円、3億円、5億円から選択

例) 建物の管理不備により、通行人にケガをさせてしまい、損害賠償請求された。等

### 実際の事故事例

賃貸住宅敷地内の側溝のみぞぶたが外れていたために、足を踏み外してケガをした通行人に対し、治療費と休業損害が発生した。

お支払保険金 約**550万円**

\*6 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

\*7 弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

\*8 弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。対象となる費用や上限額の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

\*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)

※婚約とは異なります。

①婚姻意思\*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*10 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## □ 経営リスク(家賃収入)

# 家賃収入補償特約

火災等の事故\*1によって貸家や貸しアパート等が損害を受けた場合に、復旧までの期間に家賃に生じた損失を補償します。

支払対象期間(1事故あたり) 6か月間

- 保険期間中に家賃月額や賃貸住宅戸数に変更が生じた場合等には、代理店または東京海上日動までご連絡ください。詳細は32ページ「Ⅲ-□通知義務等」をご確認ください。  
※保険金額は、建物全体(総戸室)の月額家賃を設定します。  
例) 家賃月額10万円、建物全体(総戸室)10戸室の場合  
家賃月額10万円×10戸室=100万円を設定

# 家主費用補償特約

家賃収入補償特約を契約した場合にセットできます。

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故\*2が発生した際に、家主が負担する空室期間や値引期間が発生したことによる家賃の損失、原状回復費用・遺品整理等費用\*3を補償します。

支払対象期間(1事故あたり) 12か月間

- 例) 賃貸住宅内で孤独死によって汚損が生じ、事故発生戸室において、その後入居者が見つからず空室期間が発生し家賃収入が減少した。等
- 保険期間中に家賃月額や賃貸住宅戸数に変更が生じた場合等には、代理店または東京海上日動までご連絡ください。詳細は32ページ「Ⅲ-□通知義務等」をご確認ください。

## □ 入居者リスク(賠償責任)

# 個人賠償責任補償特約(包括契約用)\*4

賃貸住宅の入居者の方またはそのご家族等が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたとき、または日本国内で受託した財物(受託品)\*5を壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します(国内外の事故を補償します。)

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

- ①居住戸室に居住している者
  - ②居住戸室に居住している者の配偶者\*6
  - ③居住戸室に居住している者またはその配偶者\*6の別居の未婚の子
  - ④居住戸室を所有または管理している者で、居住戸室に居住していない者\*7
  - ⑤居住戸室に居住している者が未成年者または責任無能力者である場合は、その方の親権者およびその他の法定の監督義務者等\*8
  - ⑥②から④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等\*8
- \*居住戸室を一時的に利用している方(民泊利用者や居住戸室に泊りに来た友人等)は被保険者に含まれません。

支払限度額(1事故あたり) 国内:1億円 国外:1億円

例) 居住者が水道の蛇口を締め忘れた結果、階下の戸室の家財に水濡れ事故が発生し、階下の戸室の居住者から損害賠償請求された。等

- \*1 補償する事故は主契約の補償内容に準じます。ただし、建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約で補償される事故を除きます。
- \*2 自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。
- \*3 原状回復費用・遺品整理等費用は、1回の事故につき100万円を限度にお支払いします。
- \*4 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- \*5 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
- \*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。)  
※婚約とは異なります。  
①婚姻意思\*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*7 日常生活に起因する偶然な事故は補償対象外です。
- \*8 未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。
- \*9 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

# 『地震保険』もあわせて万一の備えを!

原則  
セット\*1

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。地震を原因とする火災は、住まいの保険では補償されません。

\*1 ご契約されない場合は、申込書等へのご署名(法人の場合はご捺印)が必要になります。

## 地震保険とは

- 1 法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 2 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。
- 3 保険料は各社共通となっています。
- 4 住まいの保険にセットしてご契約いただきます。地震保険のみではご契約できません。
- 5 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。  
(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)

※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

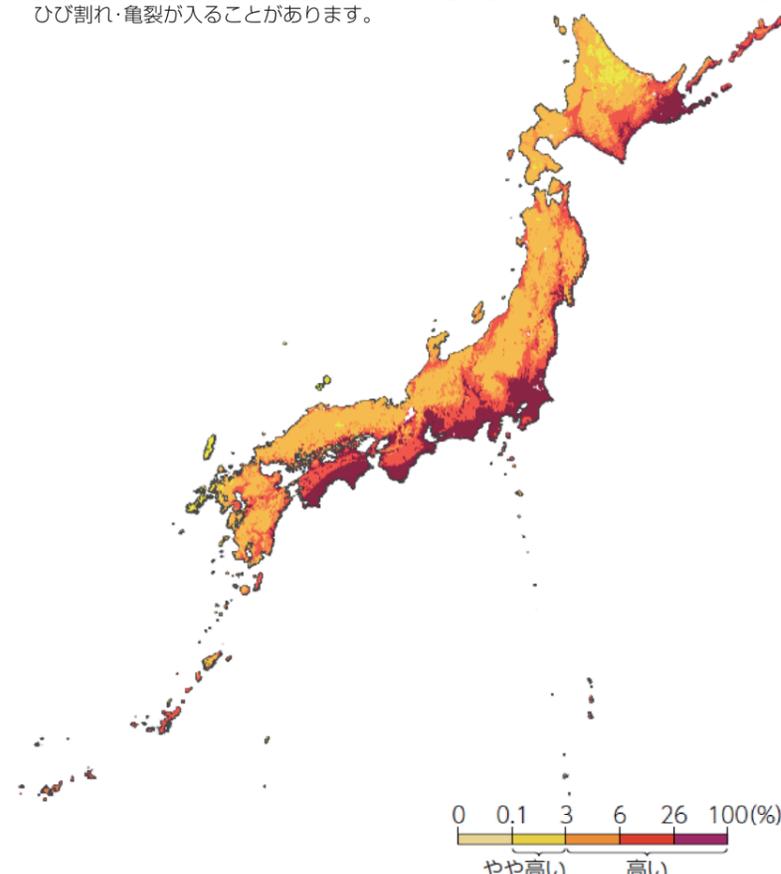
## 地震は日本全国いつ・どこで発生するか分かりません!

確率論的地震動予測地図(確立の分布)

## 今後30年間に震度6弱\*2以上の揺れに見舞われる確率

(平均ケース・全地震)(基準年:2023年)

\*2 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。



(出典)J-SHIS地震ハザードステーション 防災科学技術研究所

## 実際の事故事例

建物の基礎に1m程度ずれが生じ、建物が傾いた(全損)。



お支払保険金  
約1,500万円

津波で床上浸水170cmとなった(全損)。



お支払保険金  
約2,000万円

基礎と外壁にひび割れ、内装のクロスに破れが生じた(一部損)。



お支払保険金  
約90万円

テレビ・食器類・空気清浄機・洗濯機・タンス・パソコン等が破損した(全損)。



お支払保険金  
約500万円

## ■ 地震リスク

地震による火災で  
建物や家財が焼失した



地震で  
地盤沈下が起こり建物が傾いた



地震による津波によって  
建物や家財が流失した



### 保険の対象

- ①居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。
- ②家財……………居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。
- 地震保険の保険の対象は、「住まいの保険」で保険の対象になっているものに限ります。「住まいの保険」の保険の対象が上記建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。
- 地震保険の保険の対象とならないもの
  - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
  - 自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
  - 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
  - 設備・什器、商品・製品 等

### 地震保険のお申し込み

#### 保険金額の設定

- 保険金額は次のように定めます。

$$\boxed{\text{住まいの保険の支払限度額(保険金額)}} \times \boxed{30\% \sim 50\% *1} = \boxed{\text{地震保険の保険金額}}$$

建物: 5,000万円限度 \*2 家財: 1,000万円限度

- \*1 地震保険の保険金額は、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内で設定いただけます。ただし、原則として同一敷地内ごとに建物は5,000万円\*2、家財は1,000万円が限度となります。
- \*2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。
- 一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。34ページをご参照ください。

#### 保険期間

- 住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただけます。

#### 住まいの保険の保険期間の途中で地震保険をご契約を希望される場合

- 「住まいの保険」のご契約時に地震保険を付帯されなかった場合でも、「住まいの保険」の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができます。ご希望の場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

### 地震保険料控除証明書

- ご契約年に払込みいただいた地震保険料\*3に対する「地震保険料控除証明書」は、**住まいの保険の保険証券に添付されます。**
- 紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、42ページの「控除証明書を紛失された場合」をご参照ください。
- \*3 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約は、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一時払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

### 警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険の保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

### 地震保険のお支払いについて

#### ●保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

#### ●お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準*4		お支払いする保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	建物の時価の <b>50%以上</b>	建物の延床面積の <b>70%以上</b>	地震保険保険金額の <b>100%</b> (時価*6が限度)
大半損	建物の時価の <b>40%以上50%未満</b>	建物の延床面積の <b>50%以上70%未満</b>	地震保険保険金額の <b>60%</b> (時価*6の60%が限度)
小半損	建物の時価の <b>20%以上40%未満</b>	建物の延床面積の <b>20%以上50%未満</b>	地震保険保険金額の <b>30%</b> (時価*6の30%が限度)
一部損	建物の時価の <b>3%以上20%未満</b>	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	地震保険保険金額の <b>5%</b> (時価*6の5%が限度)

\*4 建物・家財の損害程度の認定方法  
鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。  
\*5 建物の構造により、主要構造部の損害における着目点異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。  
\*6 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部の損害認定着目点
鉄骨造	パルフェドマーニ・bj・パルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア 等	開口部(窓・出入口)、外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ 等	外壁、内壁、基礎、屋根

- お支払いする保険金は、1回の地震等\*7における損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2025年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。
- \*7 72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

#### ●保険金をお支払いしない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣・エレベーター・給排水設備のみに生じた損害\*8
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- \*8 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

# お支払いする保険金の概要一覧

本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## 住まいの保険普通保険約款

損害保険金	<p>普通保険約款で規定する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災、車両等や建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等、騒じょうまたは労働争議等、盗難、破損等)*1によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金*2をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。 *2 損害保険金として補償される修理費には、以下の費用も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(残存物取片づけ費用)</li> <li>●損害が生じた保険の対象の仮修理に必要な費用(仮修理費用)</li> <li>●損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)</li> </ul>
修理付帯費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用)</li> <li>●損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整、試運転に必要な費用(試運転費用)</li> <li>●損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)</li> <li>●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)</li> </ul>
損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)
請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
失火見舞費用保険金	保険の対象またはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故あたり支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。
水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。
地震火災費用保険金	<p>地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象である建物または家財が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。</p> <p><b>建物</b>: 半焼以上(20%以上の損害)</p> <p><b>家財</b>: 家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)</p>

## 水災初期費用補償特約

水災初期費用保険金	<p>保険の対象が水災による損害(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が再取得価額の30%以上の場合)を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として1事故あたり10万円をお支払いします。</p> <p>※水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットします。</p>
-----------	---

## 臨時費用補償特約

臨時費用保険金	<p>事故*3によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。1事故あたり保険の対象(建物や家財等)ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>*3 保険の対象が家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。</p>
---------	--

## 建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約(ワイドプラスタイプ)

損害保険金	建物の機械設備について、電氣的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流等)または機械的事故によって損害(折損、変形、焦損、炭化等)が生じた場合の修理費用を補償します。1事故あたり建物の支払限度額(保険金額)を限度とします。
-------	---

## 家財補償特約

損害保険金	<p>普通保険約款で規定する事故(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象である家財*4に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。また、保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。</p> <p>*4 詳細は7ページをご確認ください。</p>
-------	--

## 設備什器補償特約

損害保険金	<p>普通保険約款で規定する事故(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象である業務用設備・什器等*5に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、業務用設備・什器等が損害を受けた場合に限りま。また、保険証券記載の建物内収容の業務用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。</p> <p>*5 保険証券記載の建物内に収容される業務用設備・什器等をいいます。</p>
-------	--

## 商品製品補償特約

損害保険金	<p>普通保険約款で規定する事故*6(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象である商品・製品等*7に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、商品・製品等が損害を受けた場合に限りま。また、保険証券記載の建物内に収容される業務用設備・什器等をいいます。</p> <p>*6 「盗難・水濡れ等」および「破損等」による損害は、それぞれ「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償の対象となります。</p> <p>*7 保険証券記載の建物内に収容される商品・製品等をいいます。</p>
-------	--

## 特定設備水災補償特約(浸水条件なし)

特定設備水災補償保険金	<p>一定の条件に該当しない水災事故によって、「ご契約の建物に付加した」もしくは「敷地内の土地に固着・固定された」特定の機械設備が損害を被った場合に、水災による損害の程度にかかわらず、支払限度額(保険金額)を限度に特定設備水災補償保険金をお支払いします。ただし、普通保険約款において水災による損害保険金をお支払いする場合を除きます。</p> <p>本特約に基づき特定設備水災補償保険金をお支払いする場合、臨時費用保険金、水災初期費用保険金、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金はお支払いしません。</p>
-------------	--

## 地震火災費用保険金増額特約(保険金額50% 限度額なし)

地震火災費用保険金	<p>地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象である建物または家財が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の50%をお支払いします。</p> <p><b>建物</b>: 半焼以上(20%以上の損害)</p> <p><b>家財</b>: 家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)</p>
-----------	--

## 個人賠償責任補償特約および個人賠償責任補償特約(包括契約用)

個人賠償責任保険金	<p>補償を受けられる方(被保険者本人*8やそのご家族等)が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたとき、または日本国内で受託した財物(受託品)を日本国内外で壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します。</p> <p>*8 個人賠償責任補償特約(包括契約用)の場合は、賃貸住宅の入居者の方となります。</p>
-----------	--

損害防止費用	損害の発生または拡大防止のために必要または有益な費用
--------	----------------------------

請求権の保全・行使手続費用	他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用
---------------	---

緊急措置費用	<p>損害の発生または拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち次の②および①に該当する費用</p> <p>②応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用</p> <p>①あらかじめ東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用</p>
--------	---

# 住まいの保険「ご契約時」にご注意いただきたいこと

## 1 被保険者(補償を受けられる方)について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人1名をご指定ください。

## 2 建物(家財等を収容する建物を含む)の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

## 3 建物(家財等を収容する建物を含む)の用途(物件種別)について

住まいの保険は、「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

**専用住宅**…住居のみに使用する建物です。

**併用住宅**…住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。

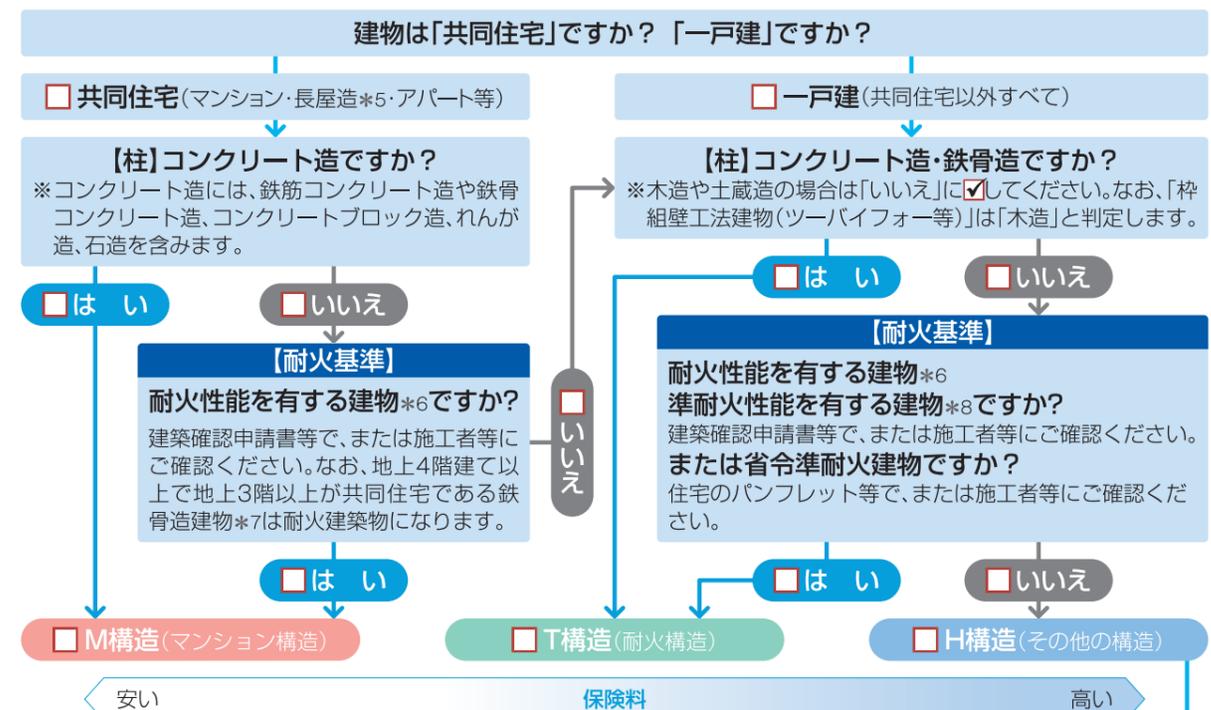
用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職業区分を選択していただけます。

※家財が常時備えられ、別荘や別宅等、一時的に住居として使用される建物は「専用住宅」、将来住居として使用する予定があり常時住居として使用できる状態の空家は「併用住宅」となります。住居として使用する予定のない空家については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 4 建物(家財等を収容する建物を含む)の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

**構造級別判定フローチャート** フローチャートにしたがいしてください。



**前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合のみご確認ください。**  
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。  
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物  
②土蔵造建物

**!**「耐火性能を有する建物\*6」「準耐火性能を有する建物\*8」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

- \*5 長屋造にはテラスハウスを含みます。
- \*6 耐火性能を有する建物には、【耐火建築物】、【耐火構造建築物】、【主要構造部\*9が耐火構造の建物】、【主要構造部\*9が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準\*10に適合する構造の建物】が該当します。
- \*7 特定避難時間倒壊等防止建築物を除きます。
- \*8 準耐火性能を有する建物には、【準耐火建築物】、【主要構造部が準耐火構造の建物】、【主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物】、【特定避難時間倒壊等防止建築物】が該当します。
- \*9 建築基準法施行令に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合には、その部分以外の主要構造部をいいます。
- \*10 2024年4月改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

### その他の費用

「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。

### 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

#### 弁護士費用 保険金等

日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます。)により被保険者(補償を受けられる方)がケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士等に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、約款に基づき保険金をお支払いします。また、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して対人事故を発生させた際の刑事事件にかかる弁護士費用等を補償します。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。(弁護士等への委任や法律相談および費用の支払いについて、東京海上日動の承認が必要です。)

### 類焼損害補償特約

#### 類焼損害 保険金

ご自宅または収容される家財から発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に修復費用の不足分をお支払いします(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)

### 建物管理賠償責任補償特約

#### 損害賠償金

日本国内において被保険者(補償を受けられる方)が所有・使用または管理する施設に起因する偶然な事故、もしくは、所有・使用または管理する施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金\*1をお支払いします。

\*1 訴訟費用または訴訟の判決日までの遅延損害金を含み、また代位取得するものがあるときはその価額を差し引くものとします。

#### 損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用

#### 請求権の保全、 行使手続費用

他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用

#### その他の費用

「緊急措置費用」「示談交渉費用」「協力義務費用」または「争訟費用」をお支払いする場合があります。

### 家賃収入補償特約

#### 家賃損害 保険金

火災等の事故\*2によって貸家や貸しアパート等が損害を受けた場合に、復旧までの期間に家賃に生じた損失を保険金支払対象期間を限度にお支払いします。

\*2 補償する事故は主契約の補償内容に準じます。ただし、建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約で補償される事故を除きます。

### 家主費用補償特約

#### 家賃損害 保険金

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故\*3が発生した際に、家主が負担する空室期間や値引期間が発生したことにより家賃に生じた損失をお支払いします。なお、家賃の損失については空室期間と値引期間を通算して賃貸借契約が終了した日から12か月間を限度とします。

\*3 自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

#### 特定事由事故 対応費用 保険金

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故\*3が発生した際に、家主が負担する原状回復費用・遺品整理等費用\*4をお支払いします。

\*4 原状回復費用・遺品整理等費用は、1回の事故につき100万円を限度にお支払いします。

# 重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(27～35ページ)の受領印も兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

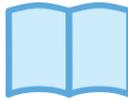
マークの  
ご説明

契

**契約概要**  
保険商品の内容をご理解いただくための事項

注

**注意喚起情報**  
ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項



**確認事項**  
該当するご契約者にご確認いただきたい事項

## I 契約締結前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

## 住まいの保険・地震保険

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

⚠ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



\*1 損害保険金には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。  
\*2 水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットします。

### 地震保険

※原則自動セット

地震リスク

## 2 保険の対象、基本となる補償および支払限度額(保険金額)の設定方法等

### ① 保険の対象

保険の対象をお選びください

居住用の建物\*3  
(マンション戸室\*4  
も含まれます。)

家財  
\*5 \*6

設備・什器  
\*6 \*7 \*8

商品・製品  
\*8 \*9

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- 設備・什器や商品・製品等
- データやプログラム等の無体物
- 動物、植物等の生物
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等

- \*3 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も保険の対象に含まれます。
- \*4 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
- \*5 建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産や、敷地内に所在する動産である宅配ボックスおよび宅配物をいいます。
- \*6 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
- \*7 建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
- \*8 併用住宅(26ページをご参照ください。)に収容される場合に限りです。
- \*9 建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。

### ② 基本となる補償

基本となる補償の概要および保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります(9～10ページ、23ページをご参照ください)。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<b>火災リスク</b> 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>●風、雨、雪、雹、砂塵等の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入*10によって生じた損害</li> <li>●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水*11」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害(特定の機械設備については、特約により補償できる場合があります。)</li> <li>●給排水設備事故に伴う水濡れ*12等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害</li> <li>●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害</li> <li>●自然の消耗または劣化*13によって生じた損害</li> <li>●保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>●屋根材*14・樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ*15、欠け、反り、浮き上がり、すれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害</li> <li>●偶然な破損事故等によって生じた損害のうち、次のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</li> <li>●電気的または機械的の事故によるもの(特約により補償できる場合があります。)</li> <li>●保険の対象の置き忘れや紛失によるもの</li> <li>●建物やその付属物等に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の外観上の損傷(ただし、汚損は除きます。)</li> <li>●以下の家財や身の回り品に生じた損害 <b>携帯電話、テレビ、パソコン、ディスプレイ、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等</b></li> </ul> </li> </ul>
<b>風災リスク</b> 風災、雹災、雪災により損害が生じた場合	
<b>水災リスク</b> 水災により損害が生じた場合(床上浸水*11、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)	
<b>盗難・水濡れ等リスク</b> 盗難、水濡れ*12、建物の外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等により損害が生じた場合	
<b>破損等リスク</b> 上記以外の偶然な破損事故等により損害が生じた場合	

\*10 浸み込みまたは漏入には、すが漏れを含みます。すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。

\*11 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

\*12 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

\*13 自然の消耗または劣化には、凍害を含みます。凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

\*14 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。

\*15 板ガラスの熱割れは含みません。

### ③ お支払いする損害保険金の額

お支払いする損害保険金は、**損害額(修理費\*16)ー免責金額(自己負担額)\*17**です。

(損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合、損害保険金の額と、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金の合計額は、支払限度額(保険金額)×2倍の額を上限とします。\*18) **免責金額(自己負担額)は、0円\*19、5千円\*19、3万円\*19、5万円、10万円、20万円、5万円-10万円(1事故目-2事故目以降)\*20からお選びください\*21。**

なお、風災リスクは、風災リスク高額免責金額(自己負担額)を、盗難・水濡れ等リスクは、盗難・水濡れ等リスク高額免責金額(自己負担額)を設定することができます。

\*16 修理費には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。

\*17 ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。

\*18 ただし、損害保険金から残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用の3つの費用を除いた金額は支払限度額(保険金額)が限度となります。

\*19 盗難・水濡れ等リスクおよび破損等リスクの免責金額(自己負担額)は5万円となります。また、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時時点で建物の築年数が15年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の場合は、風災リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定していただけます。

\*20 1事故目と2事故目以降で異なる免責金額(自己負担額)を適用するご契約の場合は、保険金を支払う事故の発生の時の順によって、適用する免責金額(自己負担額)が異なります。なお、事故の種類が異なるものが発生した場合でも、それぞれ別の事故として通算して判定します(例:台風により風災、水災の順で事故が発生した場合は、風災に1事故目免責金額(自己負担額)を、水災に2事故目免責金額(自己負担額)を適用します。)

\*21 ご契約内容によりご選択いただけない免責金額(自己負担額)があります。

### 建物を保険の対象とする場合のご注意

建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)。免責金額(自己負担額)を設定した場合など、修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

#### ④主な特約

賠償責任リスク	個人賠償責任補償特約、建物管理賠償責任補償特約(賃貸住宅オーナー向け)、 個人賠償責任補償特約(包括契約用)(賃貸住宅オーナー向け)
その他のリスク	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、臨時費用補償特約、特定設備水災補償特約(浸水条件なし)、類焼損害補償特約、 建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約、地震火災費用保険金増額特約(保険金額50% 限度額なし)、 家賃収入補償特約(賃貸住宅オーナー向け)、家主費用補償特約(賃貸住宅オーナー向け)

※特約の詳細および上記以外の特約については、13～19、23～25ページおよび「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

#### ⑤補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族\*1が、補償内容が同様の保険契約\*2を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の可否をご検討ください。\*3

●個人賠償責任補償特約 ●個人賠償責任補償特約(包括契約用) ●弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) ●類焼損害補償特約

- \*1 被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
- \*2 住まいの保険以外の保険契約でご契約されている特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*3 これらの特約を1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により被保険者(補償を受けられる方)が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### ⑥建物の評価額の算出方法・支払限度額(保険金額)の設定

##### 建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」\*4です。事故が発生した場合に、十分な補償が受けられるよう、直近の建設費等の動向を踏まえたご契約時点の評価額を設定していただく必要があります。以下のいずれかの方法により評価額を算出します。

\*4 「再取得価額」は、保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

①年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)*5
②新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m <sup>2</sup> )単価を面積に乗じて算出します。
③その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には“その他”と表示されます。)

\*5 建築年によってはご選択いただけない場合があります。

※門、塙、垣の金額や物置・車庫等の付属建物の金額は評価額に含めません。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

##### 支払限度額(保険金額)の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額\*6です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。実際にご契約いただく支払限度額(保険金額)については、申込書等でご確認ください。

\*6 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。

建物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。*7 *7 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
家財	ご希望に応じて1口単位(1口:100万円)で支払限度額(保険金額)を設定します(所有されている金額がご不明な場合は下表(家財の所有金額の目安)をご参照ください。)*8 *9 *10
設備・什器	*8 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を50万円を設定します。
商品・製品	*9 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
	*10 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。

##### 〈家財の所有金額の目安〉

下記の所有金額を参考にして、保険金額を設定してください。

持ち家	面積	33m <sup>2</sup> 未満	～66m <sup>2</sup> 未満	～99m <sup>2</sup> 未満	～132m <sup>2</sup> 未満	132m <sup>2</sup> 以上
	家財の所有金額の目安	580万円	960万円	1,210万円	1,580万円	1,930万円

#### ⑦保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は1年から5年の整数年\*11で設定してください。東京海上日動の保険責任は、始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

\*11 保険の対象に商品・製品を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

#### ③保険料の決定の仕組みと払込方法等

##### ①保険料の決定の仕組み

保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地\*12、構造、建物区分、区分所有建物区分、築年数\*13等に応じて異なります。

実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*12 建物を保険の対象とする場合で水災を補償するときは、「**水災等区分**」を判定し、申込書や保険証券等に表示しています。

\*13 ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数で判定します。なお、1年末満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。建築年が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

##### 水災等区分とは

- 建物の所在地における水災リスクの危険度を表す区分で、リスクが低い順から「(低)1等地・2等地・3等地・4等地・5等地(高)」(5区分)となります。
- 本区分は2023年6月1日時点の市区町村に基づき判定を行っているため、それに降るに市区町村の合併等があった場合、水災等区分の判定用住所と物件所在地の住所表記が異なる可能性があります。
- 外水氾濫だけでなく内水氾濫や土砂災害等も含めた水災リスク全体に基づき市区町村単位で設定しているため、国土交通省が提供する「重ねるハザードマップ(https://disaportal.gsi.go.jp/index.html)等」の一般的なリスク情報の危険度とは一致しないことがあります。また、水災等区分が低い市区町村においても水災が発生する可能性はあります。

##### ②保険料の払込方法等

ご契約時の保険料は、口座振替またはクレジットカードでのお支払いとなります。

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(お手続きの時期によってご請求が1か月遅れる可能性がございます。また、クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。)

分割払(年払)	一時払
○	○

##### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

#### ④地震保険の取扱い

##### ①商品の仕組み

住まいの保険では、地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)。地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

##### ②保険の対象

###### 保険の対象をお選びください

居住用の建物(マンション戸室も含まれます。)



家財\*14 \*15

\*14 保険の対象は、居住用の建物に収容されている家財(生活用動産)です。  
\*15 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)は保険の対象となりません。

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

##### ③補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます(22ページ参照)。)

損害の程度	認定の基準*16			お支払いする保険金の額
	建物	建物	家財	
全損	建物の時価の50%以上	焼失または流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価の80%以上	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価の60%以上80%未満	地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価の30%以上60%未満	地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の10%以上30%未満	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

\*16 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2025年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。

(ご参考)東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または東京海上日動にその旨ご相談ください。

#### ④ 保険金をお支払いしない主な場合

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

#### ⑤ 保険期間

- 住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。

#### ⑥ 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

- 地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は**5,000万円**、家財は**1,000万円**が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります(➡「保険料の割引」(34ページ))。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

※地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

### ⑤ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1 告知義務

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「➡III-1 告知義務等(32ページ)」をご参照ください。

#### 【告知事項・通知事項】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

★	他の保険契約等*1
☆	所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱(建物構造)、建物区分(一戸建住宅/共同住宅)、区分所有建物区分(専有のみ/専有+共有/一棟全体)*2*3、建築年月*4

- \*1 この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。
- \*2 マンション等、保険の対象である建物(または家財等を収容する建物)を区分所有している場合で、専有部分およびベランダ等の専用使用権付共用部分のみを対象範囲とするときは「専有のみ」、専有部分および共用部分の共有持分を対象範囲とするときは「専有+共有」とします。また、保険の対象である建物(または家財等を収容する建物)全体を所有している場合は「一棟全体」とします。
- \*3 区分所有建物区分を「一棟全体」と他の区分間で変更する場合のみ、通知事項となります。
- \*4 保険の対象が建物である場合のみ、告知事項となります。

#### 【建築年月について】

「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)をご申告ください。「建築確認年月」(住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が保険料が安くなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

## 2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約(記入例)のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフされた場合には、既に申込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で申込みいただくことがあります。

〈記入例〉

下記の保険契約を  
クーリングオフします。

申込人住所  
氏名   
電話 自宅 ( )  
勤務先 ( )  
●申込日:  
●保険種類:住まいの保険  
●証券番号:  
●ご契約の営業店:  
●ご契約の代理店:

郵便はがき

8	1	2	8	6	8	4
---	---	---	---	---	---	---

東京海上日動火災保険株式会社  
クーリングオフ受付係

福岡市博多区御供所町3-21  
大博通りビジネスセンター2階  
東京海上日動  
事務アウトソーシング(株)内

#### 【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**です。東京海上日動宛に必ず郵便(消印有効。普通便で可。)または東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)経由(発信日有効)で通知ください(ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。)

#### 【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等) 等

## III 契約締結後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### 【通知事項】

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項の一覧は「➡II-1 告知義務(31ページ)」をご参照ください。

**建物(または家財等を収容する建物)の構造または用途\*5を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。**  
\*5 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合や、住居として使用する予定のない空家になった場合は、住まいの保険をいったん解約していただき、東京海上日動よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく場合があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
  - 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
  - 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 家賃収入補償特約または家主費用補償特約を付帯しているご契約で、保険期間中に以下の変更が生じた場合は、**あらかじめ**ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
  - すべての賃貸住宅戸室がテナントとなった場合
  - 家賃月額が大きく増減した場合
  - 賃貸住宅戸室数が増減した場合

### 2 解約される時

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法\*6で保険料を返還、または未払保険料を請求\*7することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として申込みいただいた保険料から既経過期間\*8に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*6 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。
- \*7 解約日以降に請求することがあります。
- \*8 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること  
詳しくは、東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

### 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)をご確認ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人\*1」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%\*2まで補償されます。
- 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

\*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。  
\*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

### 5 その他契約締結に関するご注意事項

東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付します。
- 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり\*3、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません(2025年4月現在)。
- \*3 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年の1月から12月までに払込みいただいた地震保険料です。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

### 6 事故が起こったとき

建物を保険の対象とするご契約の場合は、復旧が必要となります。28ページの「建物を保険の対象とする場合のご注意」をご確認ください。保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または東京海上日動にご相談ください。トラブルがあった場合には、34ページの「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」にご相談ください。

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は営業室で承ります

東京海上日動火災保険株式会社

関西営業第一部営業第二室

sho-shokai@tmnf.jp

受付時間 平日午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

 0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間 平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

### 一般社団法人 日本損害保険協会

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

(さあ連絡しよう!)  0120-309-444

保険申請サポート業者等とのトラブルについて相談を行うことができます。 受付時間 平日9時～12時、午後1時～5時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)  
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

## Ⅴ その他該当する場合にご確認いただきたいこと

### 1 保険料の割引

- 地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写(下表に記載しています。)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*4
免震建築物割引 (50%)	免震建築物*5に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関*6により作成された書類*7のうち対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類*8 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書*8 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します*9) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等
耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級*5を有している建物であること	
建築年割引 (10%)	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類*10 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等

\*4 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*5 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

\*6 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

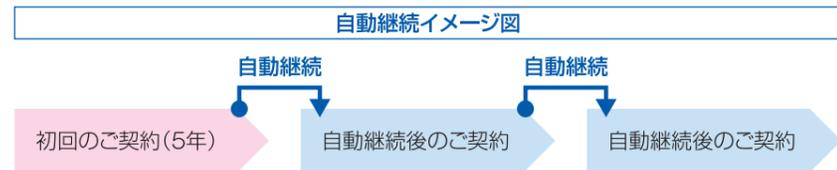
\*7 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。

- \*8 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- \*9 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- \*10 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年(1981年)6月1日以降に建築されたことが分かる書類を含みます。
- \* 上記割引率は東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

## 2 住まいの保険 自動継続方式

住まいの保険の保険期間を5年(払込方法は一時払または年払)でご契約される場合は、自動継続方式\*11をお選びいただけます。\*12 初回のご契約の際にお選びいただいた自動継続後のご契約の払込方法および保険期間で自動的に継続いたします。

- \*11 保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。
- \*12 ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。



- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申し出」または「東京海上日動からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額(保険金額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日の2か月前をめどに、自動継続後のご契約内容を記載した更新のご案内をお送りします。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。
- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

⚠ 金融機関によっては5年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、改めて払込方法等をご案内いたします。

## 本冊子で用いる用語の解説

- 家 財**: 次のいずれかに該当するものをいいます。
    - ①建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産
    - ②敷地内に所在する動産である宅配ボックス
    - ③敷地内に所在する動産である宅配物
  - 設備・什器**: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
  - 商品・製品**: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。
  - 水 濡 れ**: 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。
  - ご 家 族**: 被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
  - 配 偶 者**: 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り)。
    - ※婚約とは異なります。
    - ①婚姻意思\*13を有すること
    - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*13 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 事故のご連絡・保険金請求の流れについて

- STEP 1** **セキスイハイム・セキスイファミエス、セキスイハイム不動産または保険会社(事故受付センター)へご連絡ください**  
【ご連絡内容】  
①ご連絡いただいた方のお名前 ②ご契約者様のお名前 ③事故発生日 ④事故内容(状況・原因等)  
※保険会社での事故登録後、保険金請求書をご契約者住所へ送付します(お支払い可否・お支払い金額の詳細につきましては、保険会社での査定に基づき判断されます。査定の結果、お支払い対象外のご案内をさせていただく場合もございますのでご了承ください。)
- STEP 2** **写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご入手ください**  
修理業者(セキスイファミエス等)へご連絡いただき、修理に必要な見積書の作成をご依頼ください。あわせて損害箇所の写真をご用意ください。  
※家財の損害については、ご契約者様にてメーカー等に見積りを手配していただく必要があります。
- STEP 3** **写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご提出ください**  
「損害箇所の写真」「見積書」等の必要書類をご提出ください。  
※事故・ご対応窓口の状況により、提出先や提出方法は異なります。
  - セキスイハイム・セキスイファミエス・セキスイハイム不動産がお客様に代わり保険会社へ提出
  - お客様がご自身で保険会社へ提出
- STEP 4** **保険会社による審査・判定**  
※次の場合、保険会社にて立会い鑑定を行います。
  - 水災、地震
  - 保険会社が必要と判断した場合
- STEP 5** **保険金のお支払い**  
保険金のお支払いが決まりましたら、保険会社に保険金請求書をご提出ください。  
※保険金請求書には、保険の対象の所有者(被保険者)全員のご署名・ご捺印が必要です。

事故のご連絡・ご相談は **事故受付センター(東京海上日動安心110番)**

**0120-720-110** 受付時間 24時間365日

ネットでのご連絡はこちら▶



## よくあるご質問 (FAQ)



### 補償内容

Q.保険の対象となる家財とは、どのようなものがありますか？

- A.次のいずれかに該当するものをいいます。  
 (1)建物(軒下を含む)に収容される、生活用の家具、衣類、その他の生活に必要な動産  
 (2)敷地内に所在する動産である宅配ボックス  
 (3)敷地内に所在する動産である宅配物

Q.経年劣化による建物・家財の修復費用は補償されますか？

- A.自然の消耗または劣化による損害は補償の対象外となります。

### お見積り

Q.免責金額(自己負担額)とは何ですか？

- A.免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

Q.住居のみに使用している場合と、住居の一部で店舗を営んでいる場合で、保険料に違いがありますか？

- A.建物の用途によって保険料に違いがあります。また住居の一部を店舗等で使用される場合「業務内容」によっても保険料が異なります。

Q.築年数によって保険料は変わりますか？

- A.築年数によって保険料は変わります。

### 各種手続き

Q.建物を売却します。火災保険はどうなりますか？

- A.火災保険を解約する必要がありますので売却日をご連絡ください。残期間に応じて解約返戻金をお返しする場合があります。

Q.満期後、更新の際は同じ保険金額で契約できますか？

- A.更新時には「再取得価額」にて保険金額を設定しますので、前契約から変更になる可能性があります。

### ● 保険金請求(事故災害など)

#### 建 物

Q.台風の強風でカーポートの屋根が飛び、隣家の車を破損しました。個人賠償責任補償の対象ですか？

- A.台風が来る前の屋根の設置または保存状態に何も問題がなかった場合、損害賠償責任が発生しないため対象外となります。ただし、屋根の一部がはがれかけており台風の影響で被害が生じるかもしれないと認識していたにもかかわらず放置していたということが認められた場合、「設置または保存」に瑕疵(かし)があったとみなされ、損害賠償責任が発生する場合があります。

Q.水道管が凍結により破損した場合、補償されますか？

- A.「水道管凍結修理費用保険金」で補償します。1事故あたり10万円が限度となります。

Q.自宅の外から飛んできたボールにより窓ガラスが割れた場合、補償されますか？

- A.「車両の衝突または建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」で損害が補償されます。

#### 家 財

Q.敷地内収容の自転車が盗難された場合、補償されますか？

- A.家財保険をご契約されている場合、建物(軒下・車庫・物置含む)内に収容される自転車の盗難による損害のみ、保険金の支払い対象となります。

Q.スマートフォンを壊してしまいました。家財保険の補償対象になりますか？

- A.携帯電話等の携帯式通信機器は補償対象外となります。

#### 特 約

Q.自宅から出火して隣家も延焼させてしまった場合、隣家の損害は自宅の火災保険で補償されますか？

- A.隣家の損害を自宅の火災保険で補償することはできません。隣家への延焼の補償については、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を「類焼損害補償特約」を付帯いただくことで補償することができます。

Q.個人賠償責任補償特約を契約した場合、相手方との示談交渉は誰が行いますか？

- A.国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



その他のよくあるご質問はHPでもご確認くださいませ→

## 「東京海上日動マイページ」でもっと便利に安心をお届け!

### アプリで保険証券を管理

住まいの保険以外のご契約もまとめて一元管理でき、証券を持ち出すことなくご契約内容を確認できます。また、一部の契約内容変更も手続き可能です。

### 事故時のご連絡や保険金請求がスムーズ

アプリ上で事故時のご連絡や、事故対応の状況確認等ができます。被害状況の写真や見積書のご提出も可能です。

### 防災・減災に関する情報をメールでご提供



台風等の事故の回避や被害軽減に関する情報、冬季に起こりやすい水道管凍結や大雪に関する注意喚起情報(アラート)をメールにてご提供します。(メール配信を希望される方はどなたでも登録が可能です。詳細は東京海上日動のホームページをご確認ください。)

ご契約手続き後に届くSMS「東京海上日動マイページ登録のお願い」からでも、マイページのご登録ができます。(送信元番号は「0120201981」または「242222」です。)

※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

## インストールはスマホから。いますぐダウンロードできます!

### Step 1

マイページアプリのWebサイトにスマートフォンからアクセス



### Step 2

Webサイトのリンクから、アプリをインストール\*

※直接App StoreまたはGoogle Playから「東京海上日動マイページ」と検索してインストールすることもできます。

iPhoneの方



Androidの方



※App StoreはApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle LLCの商標です。

PCでインターネットブラウザからご利用の場合は東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページからアクセスをお願いします。

### 招待コードをお持ちの方

### Step 3

アプリを起動し、「新規登録」をタップしてください。「招待コード」とご契約者様の「姓名(カナ)」を入力し、利用規約に同意してください。



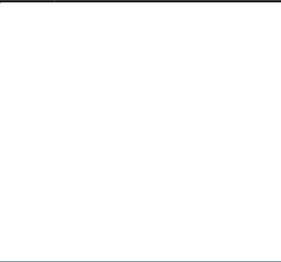
### Step 4

「SMSに確認コードを送信する」をタップしてください。ご契約の携帯電話に「確認コード」が届きます。



### Step 5

ご契約の携帯電話に届く「確認コード」を入力してください。



### Step 6

「マイページID(メールアドレス)」と「パスワード」を入力し、「マイページを登録する」をタップすると、ID登録が完了します。



### 招待コードをお持ちでない方

### Step 3

アプリを起動し、「新規登録」をタップしてください。「それ以外の方はこちら」をタップしてください。



### Step 4

「証券番号(加入者証券番号)」と「姓名(カナ)」を入力し、利用規約に同意のうえ「確認コードの送信に進む」をタップしてください。



### Step 5

電話番号を選択し、「SMSに確認コードを送信する」をタップするとご契約の携帯電話にSMSが届きます。届いた確認コードを入力してください。※電話番号のご登録がない場合は、電話番号を入力してSMSをお受け取りください。



### Step 7

各種設定を行えば登録完了です。

- ログイン方式の設定
- お客様の電話番号登録
- 通知設定



※ご契約の商品や内容によってご利用いただけるサービスが異なります。  
 ※マイページより事故のご連絡をされた場合は、セキスイハイムまたはセキスイファミエス、セキスイハイム不動産にもご連絡をお願いします。

もしも働けなくなった時の・・・

# 暮らしのあんしん応援クラブ

WEB  
申込み!

団体長期障害所得補償[GLTD](団体総合生活保険)

病気やケガによる収入減少への備え。

住宅ローンを返済中、これから借入される方にオススメ!

この商品は「セキスイハイムオーナーズ保険」とは別商品です。

## 3つのポイント

ポイント  
01

20%の  
団体割引あり

最長65歳の誕生日(年齢によって、てん補期間\*1が3年に満たない場合は最長3年間)までの長期補償。割安な保険料。

ポイント  
02

メンタルヘルス  
不調も対象

病気やケガのみならず、所定の精神疾患(最長2年)で長期間働けなくなった場合も補償対象。

ポイント  
03

「住宅ローン返済不安」  
解消の一助に

長期の住宅ローンは「病気やケガで働けなくなったら」という不安がつきもの。その対策に。

\*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

もし、家計を支える方が病気やケガで長期に働けなくなったら?

- ◆脳出血で入院、その後、障害が残って働けなくなった
- ◆交通事故により脊椎を損傷し、働けなくなった
- ◆うつ病と診断され医師から休職するよう指示が出た

就業障害  
発生

毎月お給料が  
長期にわたってストップ!  
医療費、ご家族の  
生活は...

そこで

セキスイハイムだけの  
オリジナルメニュー  
「暮らしのあんしん応援クラブ」へ  
ご加入をおすすめします!

就業障害  
発生

毎月の保険金で  
ご家族の生活も  
入院生活も安心。

免責期間\*2 60日

毎月  
保険金  
毎月  
保険金  
毎月  
保険金  
毎月  
保険金

\*2 保険金をお支払いしない期間をいいます。

●このご案内は団体長期障害所得補償(団体総合生活保険)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントまでお問い合わせください。

## 保険料とお支払い事例

毎月5万~50万円

〈支払条件〉免責期間60日以上就業障害

65歳の誕生日まで補償\*3  
(所定のメンタル疾患は2年間補償)

\*3 年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は最長3年間

1口(保険金月額1万円)あたりの月払保険料

(団体割引20%)2025年6月時点 ※月払保険料は変更になる可能性があります。  
5口(5万円)~50口(50万円)の範囲でご加入ください。 単位:円

男性 プラン名:M65	年齢	女性 プラン名:F65
90	15~24歳	70
100	25~29歳	100
120	30~34歳	130
150	35~39歳	190
210	40~44歳	270
300	45~49歳	370
380	50~54歳	430
420	55~59歳	440
380	60~64歳	340

団体割引  
20%



加入例:30歳 男性 8口(8万/月)の場合

保険料1,060円/月  
(制度運営費100円含む)

※上記保険料の他、お申込口数にかかわらず、一律月額100円の制度運営費がかかります。  
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢)や性別によって異なります。

天災危険および女性プランには妊娠に伴う身体障害特約がセットされています。

※特約 ●認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))(最長2年間) ●妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ) ●天災危険補償特約

### 暮らしのあんしん応援クラブ〈請求事例〉▶

※下記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

●保険金受け取り原因比率



ケガ・  
病気・  
ガン・他  
約35%



メンタル  
疾患  
約65%

保険金受け取りの  
約65%は  
メンタル疾患  
による休職

※2020年株式会社アドバンテッジリスクマネジメントにて受け付けた事故件数を基に算出

●35歳女性〈うつ病で全く働けなかったら〉  
保険金月額 30万円

■免責期間…90日間 ■支払対象期間…1年11か月間

1年11か月で690万円のお支払い  
(最終月の請求手続き中)

- ・所得喪失率100%の場合
- ・保険金お支払いの際、月額保険金額が平均月額所得額を超える場合は、月額保険金額の全額をお支払いできないことがあります。

スマホで保険料の試算やパンフレットの閲覧、申込みができます。

いますぐ  
試算!

10秒簡単試算▶



詳細へ  
GO!

ウェブサイト▶



■取扱代理店

<積水化学グループの保険代理店>  
セキスイ保険サービス株式会社  
〒530-8565 大阪市北区西天満 2-4-4  
堂島関電ビル  
フリーコール: 0120-663-392  
〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町 15-1  
CYK 神田岩本町 8 階

■GLTD専門取扱代理店

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント  
〒153-0051 東京都目黒区上目黒 2-1-1  
中目黒GTタワー 9F  
フリーコール: 0120-600-822

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社  
(幹事保険会社)  
(担当課) マーケット戦略部 地域連携室  
〒100-8050 東京都千代田区大手町 2-6-4  
常盤橋タワー  
Tel. 03(6704)5488

memo

# 大切なお知らせ

## 地震保険料控除証明書の発行について

多くのお問い合わせをいただいております。  
必ずご確認ください。

### ご契約・ご継続 いただいた年

「保険証券」(または「保険契約継続証」)に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。<sup>\*1</sup>  
ただし、「Web証券」を選択の場合、「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。

ご契約の始期日によっては、年末調整・確定申告の時期までしばらく「地震保険料控除証明書」を保管していただく必要がありますので、誤って破棄されることのないようご注意ください。

<sup>\*1</sup> 地震保険を途中でご契約された場合は、「地震保険証券」「地震保険中途付帯証券」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。

### ご契約・ご継続いた だいた年の翌年以降 (保険料払込方法が 分割払の場合等)

ご契約・ご継続年の翌年以降に払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「地震保険料控除証明書ハガキ」をお送りします。

※「保険料控除証明書発行サービス」またはマイナンバーカードを利用して控除証明書の電子データ(電子的控除証明書)を取得されたお客様には、翌年以降控除証明書はがきは送付せず、マイナ手続きポータル内の電子ポストに電子データ(電子的控除証明書)を送付いたします。

### 控除証明書を 紛失された場合

**保険料控除証明書発行サービス<sup>\*2</sup>をご利用ください。**

「保険料控除証明書」の電子発行や「保険料控除証明書ハガキ」の再発行依頼が可能です。

<https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>

<sup>\*2</sup> 損害保険会社共同開発のサービスです。サービス期間は10月中旬から3月中旬までを予定しております。サービス期間外はご利用いただけませんのでご了承ください。

